

1  
2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について  
3 (検討案)  
4

5 1. はじめに  
6

7 我が国の既知の生物種数は9万種以上であり、固有種の比率も高いことから、我が国は  
8 世界的にも生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）として認識されている。我  
9 が国の絶滅のおそれのある野生動植物に関しては、平成3年から環境省によるレッドリス  
10 ト及びレッドデータブックが作成されており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存  
11 に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）や関連制度によって  
12 様々な規制や保全の取組が行われてきた。また、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取  
13 引に関する国際的な枠組みとして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関す  
14 る条約（以下「ワシントン条約」という。）」があり、我が国は1980年に締結している。同  
15 条約に基づく我が国の輸出入規制は、外国為替及び外国貿易法及び関税法により行ってい  
16 るが、その補完として、種の保存法により国内取引の規制も行われている。

17 絶滅危惧種の保全は、2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締  
18 約国会議（COP10）において、2050年までの世界目標として合意された「自然と共生する  
19 世界」の実現に資する取組であるとともに、現在と将来の人類の豊かな生活を確保のため  
20 の重要な取組であることから、広く国民の理解を得ながら着実に実行することが必要であ  
21 る。

22 しかし、平成27年9月に公表された環境省レッドリスト2015では、絶滅危惧種が3,596  
23 種選定されており、我が国の生物多様性の危機は依然として進行していることが明らかで  
24 あるため、その対策が急務となっているが、種の保存法の国内希少野生動植物種は175種  
25 に留まっている。

26 我が国においては、多くの絶滅危惧種が里地里山等の二次的自然に依存しており、人口  
27 減少、社会構造の変化等に伴い、自然に対する働きかけが縮小する中で、生息・生育状況  
28 が悪化した種が増えている。また、二次的自然に多く分布する一部の種については、高額  
29 取引等を背景として販売業者等による大量捕獲の危険にもさらされていることから、種の  
30 保存法の保全対象となる絶滅危惧種を増やし、各種の保全対策を更に進めること等が求め  
31 られている。ただし、指定に伴う捕獲等や譲渡し等に対する規制が調査研究や環境教育等  
32 の推進に支障を及ぼすとの指摘等もあることから、現行の規制対象種とすることには問題  
33 もあるところである。

34 さらに、野生動植物の生息・生育状況の悪化に伴い、生息域内保全とあわせて対策の「両  
35 輪」として機能する生息域外における保護増殖についても、対象とすべき種の数は増大の  
36 一途をたどっている。そうした取組を政府の力だけで実施していくことは限界があること  
37 から、既にトキやツシマヤマネコ等の生息域外保全に成功している動植物園等の多様な主

1 体と密接に連携していくことが種の保全のためには必要不可欠である。

2 加えて、国際的に協力して種の保存を図ることとされている希少な野生動植物について  
3 も、国内における違法流通等が報告されており、国際的に協力して種を保全していく観点  
4 から、更なる違法行為を食い止めるための一刻も早い対策が急務となっている。

5  
6 今般、上記の状況と併せ、平成 25 年 6 月に一部施行された種の保存法の一部を改正する  
7 法律（平成 25 年法律第 37 号）の附則第 7 条において、施行後 3 年を経過した場合におい  
8 て新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要  
9 な措置を講ずるものとするとしてされていることを受け、環境大臣より中央環境審議会に絶滅  
10 のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について諮問が行われた。中央  
11 環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の一部の委員等及び関係する分野の専門家等に  
12 より構成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会」  
13 において詳細な検討を行うとともに、野生生物小委員会においても広範な検討を行い、本  
14 答申をとりまとめた。

15 検討にあたっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に係る法制度全体について  
16 て議論を深めた。また、平成 25 年の種の保存法改正時の衆議院、参議院の附帯決議におい  
17 て、以下の取組を行うことが求められており、これらについても検討を実施した。

18 (1) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略を法定計画とし、閣議決定することを  
19 検討すること

20 (2) 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、  
21 専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること

22 (3) 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討する  
23 こと

24 (4) 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度において、個体等識別情報をマイクロ  
25 チップ、脚環、I C タグ等によって全ての個体等上へ表示するとともに、登録票  
26 上へも I C タグ等により表示することによって、登録票の付け替え、流用を防止  
27 する措置、並びに登録拒否、登録の有効期間の設定及び登録抹消手続の法定を検  
28 討すること

## 29 30 2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存をめぐる現状と課題

### 31 32 (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況

33 平成 24 年度に公表した環境省第 4 次レッドリストでは、3,597 種が絶滅危惧種として  
34 掲載されており、平成 18 年度から平成 19 年度に公表した第 3 次レッドリストより 442  
35 種増加した。貝類における評価対象種の拡大といった事情があるものの、我が国の野生  
36 生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかとなっている。

37 動物の分類群ごとの絶滅危惧種の種数をみると、563 種が選定されている貝類、358 種

1 が選定されている昆虫類、167種が選定されている汽水・淡水魚類が、絶滅危惧種が多い  
2 分類群となっている。また、評価対象種数に対する絶滅危惧種の割合で見ると、42%の  
3 汽水・淡水魚類、37%の爬虫類、33%の両生類が絶滅危惧種の割合が高い分類群となっ  
4 ている。なお、維管束植物の絶滅危惧種数は1,779種であり、絶滅危惧種全体の約半数  
5 は維管束植物となっている。

6 絶滅危惧種の分布情報と植生自然度の重複状況を集約し、絶滅危惧種の生息・生育地  
7 と植生自然度の関係の傾向の概略を見てみると、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類の約  
8 7割、貝類と維管束植物の約6割は二次的自然に分布している。

9 これらのことから、今後の保全のための努力が特に求められる分類群としては、爬虫・  
10 両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、維管束植物が挙げられ、それらは二次的自然  
11 に多く分布しているといえる。

12 絶滅危惧種の減少要因は多岐にわたるが、代表的な減少要因として様々な開発や過剰  
13 な利用、里地里山等の管理放棄、外来種の侵入、水質汚濁等が挙げられる。また、近年  
14 は、ニホンジカ等の中大型哺乳類の個体数増加や分布拡大とそれに伴う被食による植物  
15 への影響が指摘されており、維管束植物等の絶滅危惧種の減少要因として懸念されてい  
16 る。

## 17 18 (2) 動植物園等における生息域外保全等の現状と課題

19 (公社)日本動物園水族館協会の加盟園館では、我が国に生息している絶滅危惧種の  
20 うち、哺乳類、鳥類の20%以上、爬虫・両生類、汽水・淡水魚類の約50%を保有してい  
21 る。また、(公社)日本植物園協会の加盟園館では、絶滅危惧植物のうち、60%以上を保  
22 有している。さらに、国内希少野生動植物種についても、ツシマヤマネコ、トキ、イタ  
23 センパラ、ムニンノボタン等を始めとした種について、動植物園等の協力を得て、生息  
24 域外保全や野生復帰に取り組んでおり、これらの取組は野生動植物の種の保存に大きく  
25 貢献している。また、動植物園等は、種の保存だけではなく、教育、調査・研究、レク  
26 リエーション等の公的な機能を有している。

27 しかしながら、動植物園等を種の保存等の公的な機能を担う施設として位置付ける制  
28 度は存在せず、動植物園等が果たしている公的な機能の一つである種の保存という役割  
29 について、社会的な位置づけが明確になっていない。そのため、生息域外保全等の取組  
30 については、各動植物園等の自主努力に委ねられている部分が多いが、地方公共団体、  
31 企業、大学など様々な機関が設置主体となっていることから、各動植物園等における取  
32 組方針の変更や人材や予算の不足等の事情により、継続的に実施することが困難となる  
33 場合がある。

## 34 35 (3) 絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の状況

36 拡大する種の絶滅を食い止めることは国際的な課題となっているが、野生動植物が絶  
37 滅や減少の危機に瀕している原因としては、原産国における開発等による生息・生育地

1 の減少や劣化、外来種等による影響のほかに、商業取引を目的とした過度な捕獲や採取  
2 もあげられている。そのため、商業取引に関連して絶滅のおそれが生じている種につい  
3 ては、原産国において、捕獲や採取を規制する以外にも、国際的な流通に規制をかけて  
4 商業取引による影響を抑制する必要がある。

5 種の保存法に基づく国際希少野生動植物種の国内流通の規制は、ワシントン条約の国  
6 際取引規制の効果的な実施を補完する役割を有している。ワシントン条約の目的は、野  
7 生動植物の特定の種が過度に国際取引されることのないよう規制することであるが、こ  
8 れを効果的に進めるためには、その種の原産国における適切な捕獲や採取の規制と輸出  
9 入国の連携・協力による貿易管理の適切な実施が極めて重要である。したがって、外国  
10 を原産国とする絶滅のおそれのある野生動植物の流通管理に当たっては、国際的な枠組  
11 みや水際規制の実施体制等の状況にあわせて、原産国の生息・生育状況に対する流通の  
12 悪影響を最も効果的に抑制できる方策を実行していく必要がある。

### 13 14 3. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき今後講ずべき措置

#### 15 16 (1) 我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進

##### 17 ①二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進

18 平成26年4月に、我が国に生息・生育する絶滅危惧種を対象に、その保全を全国的  
19 に推進することを目的とし、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の  
20 展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」が策定されており、本保  
21 全戦略に基づき、2020年までに国内希少野生動植物種の300種の追加指定等の施策が  
22 推進されている。

23 それを受け、現在、175種が国内希少野生動植物種に指定されているが、絶滅危惧種  
24 の5%程度にとどまっており、残りの絶滅危惧種については、絶滅の危機に瀕してい  
25 るにも関わらず法的な措置が執られていない。175種の内訳は、哺乳類9種、鳥類37  
26 種、爬虫類7種、両生類11種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類39種、貝類14種、植物  
27 54種となっており、絶滅危惧種の種数と比較すると、特に汽水・淡水魚類や昆虫類、  
28 陸産貝類、植物等の指定が進展していない。

29 二次的自然にも多く分布する両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、維管束植物等の絶  
30 滅危惧種を保全するためには、草原、水田、ため池、二次林等の生息・生育環境を適  
31 切に維持・管理することが重要である。二次的自然に分布する種も積極的に保全対象  
32 とし、何らかの形で人の働きかけを維持するための支援等が必要であり、そのための  
33 一つの手段として、種の保存法に基づく生息地等保護区の指定及び保護増殖事業の実  
34 施が挙げられる。また、淡水魚類（タナゴ類）や昆虫類（ゲンゴロウ類）等について  
35 は、高額取引等を背景として販売業者等による大量捕獲の危険にさらされており、大  
36 量捕獲等の抑制が求められている。

37 しかし、昆虫類や両生類、汽水・淡水魚類等に関しては、愛好家等による調査、デ

1 一タ収集が種の分類や生息状況の把握に重要な役割を果たしている、又は、観察会等  
2 の場で実際に個体を捕獲して説明することや愛好家等が捕獲した個体を飼育する場合  
3 がある。そうした種では、捕獲等及び譲渡し等の規制が、調査・研究や環境教育等の  
4 推進の支障となることを避ける必要がある。また、増殖率が高く環境の改善により速  
5 やかに回復が見込まれる特性を持つ種については、生息・生育地の減少又は劣化への  
6 対策が有効であり、捕獲等及び譲渡し等の規制が必ずしも重要でない場合がある。

7 主として二次的自然に生息・生育する種の保存を進めるため、調査・研究や環境教  
8 育等のための少数の捕獲等については、規制を適用せずに、商業目的での大量捕獲の  
9 みを抑制することができる制度改正等を検討する必要がある。二次的自然に分布する  
10 種を新たな制度で指定することにより、保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定  
11 による生息・生育地の適切な維持・管理、多様な主体による調査・研究、環境教育等  
12 がより一層進展することが期待される。

13 生息地等保護区は、現在、全国でわずか9地区の指定に留まっている。国立公園や  
14 鳥獣保護区特別保護地区、自然環境保全地域等の他法令の保護地域制度で生息・生育  
15 地が保護されている種も多いものの、国内希少野生動植物種の指定種数と比較すると  
16 生息地等保護区の指定数は大幅に少ない。特に、二次的自然については、厳格な行為  
17 規制よりも人の管理を継続することが重要である場合が多く、比較的規制が弱い監視  
18 地区の指定でも一定の効果がある。そのため、監視地区のみの指定も含め積極的に生  
19 息地等保護区の指定を推進し、それにより維持・管理を促進することが求められる。  
20 なお、特に土地に固着する維管束植物や生息域が限定される水生昆虫、淡水魚類等に  
21 ついては、生息地等保護区に指定することにより指定種の生息・生育地の詳細が公表  
22 されてしまうため、違法な捕獲や採取を助長するおそれがある。それが生息地等保護  
23 区の指定が進展しない一因となっているため、積極的に種名を公表しない生息地等保  
24 護区の指定のあり方等についても検討する必要がある。

25 一方、国立公園や鳥獣保護区特別保護地区、自然環境保全地域等の他法令の保護地  
26 域制度による担保状況を考慮しつつ、絶滅危惧種が集中する草原、ため池、湿地等を  
27 選定し、当該地域に分布する代表的な国内希少野生動植物種により生息地等保護区の  
28 指定を進めることも必要である。こうした生息地等保護区の保安全管理に当たっては、  
29 当該国内希少野生動植物種のみに着目するのではなく、当該地域に分布する他の絶滅  
30 危惧種の保全にも十分に配慮することが求められる。自然生態系の現状や土地利用の  
31 来歴等を十分に把握した上で、生物学的、生態学的な知見及び地域の意向を踏まえ、  
32 当該地域の自然環境の望ましい保全・管理の方策について、検討する必要がある。

## 33 34 ②保護増殖事業の推進

35 国内希少野生動植物種のうち、63種については、生息状況調査、生息環境改善、生  
36 息域外保全、巡視・監視、普及啓発等の保護増殖事業が実施されている。多くの事業  
37 は、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省等の関係省庁が中心となって実施

1 されているが、国以外の者が実施しようとする事業については、環境大臣の確認・認  
2 定を受けることができるため、一部の種については地方公共団体や関係団体等の協力  
3 も得つつ、事業が実施されている。

4 保護増殖事業の実施主体としては、国だけでなく、地方公共団体や民間も重要であ  
5 る。従来の保護増殖事業に関しても、地元の関係団体や研究者等が自主的に果たして  
6 きた役割は極めて大きく、地元の関係団体等の協力体制の構築の重要性については、  
7 改めて認識する必要がある。現在、種の保存法における環境大臣の確認・認定制度で  
8 確認・認定している保護増殖事業は、地方自治体（動物園等）が実施する生息域外保  
9 全が中心となっており、29 の地方公共団体や法人等が、保護増殖事業の確認・認定を  
10 受けて事業を実施しているが、そのうち 22 の事業については、主な事業内容が生息域  
11 外保全となっている。積極的な制度の周知などにより、生息域内保全も含めて、より  
12 多様な主体が、保護増殖事業の確認・認定に基づく事業が実施できるよう努める必要  
13 がある。そのために、関係団体等の保全取組を適切に把握し、保護増殖事業計画の新  
14 規策定と事業の確認・認定を積極的に推進する必要がある。

15 近年、土地の所有者の所在が把握できないため、保護増殖事業の実施に支障が生じ  
16 ているケースが確認されている。今後、所有者の所在の把握が難しい土地がさらに増  
17 加する中で、そういった場所での保護増殖事業の進め方を検討する必要がある。

18 なお、保護増殖事業の実施にあたっては、生息・生育環境の維持改善と個体数の回  
19 復による国内希少野生動植物種の指定解除等の事業の目標を明確にして取り組むこと  
20 が重要である。また、近年、生息域外保全の重要性がより高まっているため、保護増  
21 殖事業計画の新規策定等にあたっては、種の状況に応じて生息域外保全を積極的に検  
22 討する必要がある。その際、生息域外保全は、生息域内保全との連携に十分に留意し  
23 て進める必要がある。

### 24 25 **③国民からの提案を踏まえた国内希少種の指定及び普及啓発の推進**

26 多様な主体と連携した保全をより一層推進するため、平成 26 年度より、国内希少野  
27 生動植物種の指定に関する国民からの提案を募集し、その結果も踏まえて新規指定種  
28 の検討が進められている。

29 平成 26 年には 35 種 38 件、平成 27 年には 12 種 14 件の提案を受け付けており、こ  
30 のうち 12 種については、提案も踏まえて国内希少野生動植物種に指定している。国民  
31 による提案の受け付けは、多様な主体と連携した国内希少野生動植物種の保全をより  
32 一層進めるために有効な手段の一つであると考えられるため、今後とも継続して実施  
33 するために必要な方策を検討する必要がある。

34 また、絶滅危惧種の保全を多様な主体の協力を得てより一層推進するためには、絶  
35 滅危惧種保全の意義について国民の理解を広げ、協力を求めていくとともに、保全活  
36 動を担うことができる主体を育成する必要がある。具体的な取組としては、保全活動  
37 にあたっての連携やガイドラインの作成等を通じた人材育成を図るとともに、絶滅危

1 惧種の危機の状況や保全の必要性、関連する法制度や実際の保全の取組等について、  
2 教育の教材としても活用可能なパンフレットの作成、ホームページ上での掲載等を通  
3 じて、広く普及広報を行うことが想定される。さらに、近年、意図的・非意図的な動  
4 植物の逸出による遺伝子かく乱や国内外来種としての定着が問題となっている。特に、  
5 個体数の少ない絶滅危惧種については、遺伝子かく乱等が大きな影響を及ぼすことも  
6 想定されることから、安易な動植物の導入やペットの飼育放棄等の問題点についても、  
7 広く普及広報を行うことが求められる。

8 なお、多様な主体による効果的な保全対策を実施するため、多様な主体が担う種の  
9 保存に関する公的な機能や期待される役割等を明確にする必要性について検討する必  
10 要がある。

## 11 12 (2) 動植物園等と連携した生息域外保全等の推進

13 動植物園等は、生息域外保全等の核となる施設として重要な役割を果たしており、環  
14 境省と（公社）日本動物園水族館協会は平成 26 年 5 月に、環境省と（公社）日本植物園  
15 協会は平成 27 年 6 月に、絶滅危惧種の生息域外保全等に係る取組に関して一層連携を  
16 図ることにより、我が国の生物多様性保全の推進に資することを目的として、「生物多様性  
17 保全の推進に関する基本協定書」を締結している。

18 近年、野生動植物の生息・生育状況の悪化に伴い、国際的にも、生息域外保全の重要  
19 性がより高まるとともに、生息域外保全の担い手としての動植物園等の役割がより一層  
20 重視されている。我が国においても、種の絶滅回避と生息・生育状況の維持改善に動植  
21 物園等は大きな役割を果たしてきている。

22 野生動植物の生息状況の悪化に伴い、生息域外における積極的な保護増殖が必要な種  
23 の数は増大の一途をたどっているため、生息域外保全を政府の力だけで実施していく  
24 とは限界がある。

25 このため、生息域外保全等の取組を各動植物園等の自主努力に委ねるのではなく、動  
26 植物園等とより密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠であり、適切な能力及  
27 び施設を有する動植物園等を認定する制度を創設し、積極的な連携を図るとともに、動  
28 植物園等の公的な機能の明確化と社会的な認知度の向上等を図ることが効果的である。  
29 希少野生動植物の飼養栽培に関する知見、飼養栽培の実績、飼養栽培に用いる施設、希  
30 少野生動植物種の種毎の飼養栽培に関する計画等を審査して動植物園等を認定すること  
31 により、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等を種の保存法に位置付けること  
32 を検討すべきである。

33 認定された動植物園等については、国内希少野生動植物種の生息域外保全や野生復帰、  
34 国際希少野生動植物種の繁殖と普及啓発等を行うことが想定される。動植物園等を認定  
35 する制度の創設にあたっては、これまで、個別に手続きが必要であった動植物園等での  
36 繁殖等を目的とした希少野生動植物の譲渡し等の手続きについて、飼養栽培の計画が提  
37 出されたものについては緩和するとともに、不適切な行為に対する事業者への措置等に

1 ついても検討すること等により、円滑に生息域外保全や繁殖に取り組むことができるよ  
2 うにすることが必要である。

3 なお、認定された動植物園等が実施する国内希少野生動植物種の生息域外保全等に対  
4 しては、財政的な支援等の実施を検討するとともに、表彰やイベント等により普及啓発  
5 を推進する必要がある。

### 7 (3) 希少野生動植物種の流通管理強化

#### 8 ①登録票の有効期限の設定

9 国際希少野生動植物種の国内流通については、種の保存法に基づき譲渡し等を規制  
10 しており、ワシントン条約の規制適用前に取得したり、商業目的で繁殖させた個体等  
11 については、個体等を環境大臣に登録し、登録票の交付を受けた上で、その登録票と  
12 ともにであれば登録個体等の譲渡し等ができることとなっている。

13 登録されている個体等を占有しなくなった場合や、生きている個体をはく製にした  
14 場合等の個体等の区分に変更を生じた場合等については、登録票の返納等が義務づけ  
15 られている。生きている個体が死亡し、その個体を占有しなくなった際には、登録票  
16 を返納等する必要があるが、生きている個体の登録数が26万件以上あるにも関わらず、  
17 返納数は7,600件程度にとどまっており、個体が死亡しても返納しない場合が少なく  
18 ないと考えられる。

19 登録票の返納義務違反の罰則は30万円以下の罰金と低く、一方で国際希少野生動植  
20 物種はその希少性から高額で取引されているものが多いため、未返納の登録票を違法  
21 に入手した別の個体の登録票として、不正に利用した事件も発生している。このため、  
22 生きている個体に関する登録票に有効期限を導入して未返納の登録票が無効となるよ  
23 う措置し、流通管理をより強化することを検討する必要がある。

24 一方で器官及び加工品については、象牙等の一部を除いては返納数が比較的少ない  
25 が、器官及び加工品は状態が変わることが少ないことから、登録票に有効期限を導入  
26 する必要性は高くないと考えられる。

#### 27 ②個体識別措置の導入

28 国際希少野生動植物種の生きている個体に登録票の有効期限を導入する際、登録票  
29 と登録個体の対応関係の管理が不十分であると、返納されていない登録票を違法に入  
30 手した別の個体に添付し、虚偽の申請により更新することが想定される。そのため、  
31 有効期限の導入にあわせて、登録票と登録個体の対応関係の管理を強化する必要があ  
32 る。個体識別措置の手法については、マイクロチップや足環の取付け等が想定される  
33 が、対象とされる種の特性等に応じて、適切な手法を検討する必要がある。

34 なお、個体識別措置の導入にあたっては、得られる効果と追加的に発生するコスト  
35 等を考慮し、種毎に、導入の必要性を検討する必要がある。例えば、合法的に非常に  
36 多くの個体が輸入されているとともに、原産国で密猟、密輸等の問題が生じていると  
37



1 の情報がない種については、個体識別措置の導入の必要性は低いと考えられる。また、  
2 サイズが小さい種等については、個体識別が技術的に困難な場合が想定される。個体  
3 の価値が高い種や登録されている個体数が多い種を中心に、個体識別措置の導入  
4 を検討することが適当である。

### 6 ③適切な登録業務を更に推進するための措置

7 登録機関による登録関係事務は、申請者からの申請内容に基づき、登録要件に該当  
8 していること等の確認により行っている。環境大臣及び登録機関は、虚偽申請である  
9 ことが発覚した場合等には、登録を拒否する権限及び登録を抹消する権限を有してい  
10 ることはこれまでの判例からも自明であるが、これらの権限を法的に明確にすること  
11 についても検討する必要がある。また、不正の手段による登録票の交付等について、  
12 罰則の見直しを検討する必要がある。

13 なお、登録票の返納が少ない理由の一つとして、登録票には、所有していた個体の  
14 写真等が添付されているため、返納すべき登録票の所持者が記念として登録票を所持  
15 し続けていることも想定される。そのため、希望する場合には、失効手続き後に登録  
16 票を所持者に返還することが可能となるよう検討する必要がある。

### 18 ④インターネット等の新たな流通形態への対応

19 近年、販売等を目的としてインターネット等で広告することが広く一般的に行われ  
20 ているため、平成 25 年の種の保存法改正時に、インターネットも含め、販売又は頒布  
21 をする目的での広告を規制している。しかし、規制後もインターネット等で希少野生  
22 動植物種が販売されている事例が確認されていることから、制度の周知徹底や取締り  
23 の強化に努める必要がある。

24 登録等を受けた個体等は広告及び陳列の規制の適用も除外されているが、広告をす  
25 るときには、登録等を受けていることのほか、登録記号番号の表示が義務付けられて  
26 いる。更に違法な個体の登録の流通を防ぐためには、登録記号番号とあわせて、登録  
27 年月日等の表示を義務付けることにより効果が期待できる。

28 特定国内希少野生動植物種及び象牙のカットピース等の特定器官等については、譲  
29 渡し等の規制の適用は除外されるが、それぞれ特定国内種事業及び特定国際種事業と  
30 して、譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者は、あらかじめ、環境大臣等への  
31 届出が義務付けられている。しかし、インターネット等での広告では、購入者が適正  
32 に手続きを行っている事業者かどうかを容易に確認できないため、環境大臣等が事業  
33 者から届出を受理した際に届出番号を付与するとともに、インターネット等の広告の  
34 際に、届出番号等の表示を義務付けることも検討する必要がある。

## 36 (4) 戦略的な絶滅危惧種保全の推進

37 種の保存法に基づき「希少野生動植物種保存基本方針」が閣議決定されており、絶滅

1 のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想、希少野生動植物種の選定に関  
2 する基本的な事項、希少野生動植物種の個体の取扱いに関する事項、国内希少野生動植  
3 物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項、保護増殖事業に関する基  
4 本的な事項等が定められている。

5 また、生物多様性基本法に基づき閣議決定されている「生物多様性国家戦略 2012-2020」  
6 においては、愛知目標を達成するための国別目標や行動計画等が定められている。

7 さらに、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」においては、基本的な考え方と  
8 して、絶滅危惧種保全の優先度の考え方、種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え  
9 方、環境省における計画的な保全対策実施の考え方が示されているとともに、施策の展  
10 開として、絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実、絶滅危惧種の保全対策の推進、多  
11 様な主体の連携及び社会的な理解の促進について記載されている。

12 3,596 種が絶滅危惧種として選定されているため、対策の優先度の検討や効果的・計画  
13 的な保全の推進等が重要であり、保全戦略において、これらの考え方が整理されている  
14 ところである。この保全戦略の記述を踏まえ、希少野生動植物種保存基本方針や生物多  
15 様性国家戦略 2012-2020 の行動目標等の見直しを実施していく必要がある。特に、希少  
16 野生動植物種保存基本方針については、平成 12 年以降、改正されていないため、見直し  
17 の必要性が高い。

#### 18 19 (5) 科学的な絶滅危惧種保全の推進

20 絶滅危惧種の保全対策を実施する上では、対象種の生物学的、生態学的、遺伝学的な  
21 知見はもちろんのこと、その生息・生育環境に関する知見や地域の人々の生活との関連性  
22 などの社会的な側面に関する知見等も重要であり、施策の推進にあたっては、専門家が  
23 有する科学的知見を最大限尊重することが求められる。

24 そのため、種の保存法では、国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業計画の策  
25 定等にあたって、中央環境審議会の意見を聴くこととされている。また、国内希少野生  
26 動植物種の指定に関しては、中央環境審議会に先立って専門家等による検討会を開催し、  
27 より一層科学的知見に基づいた検討が進められているほか、各種の保護増殖事業の実施  
28 にあっても、63 種のうち 57 種については、専門家等による検討会の設置等が行われて  
29 おり、科学的知見に基づき事業が推進されている。

30 国内希少野生動植物種の指定については、検討の位置付けの明確化と継続性の担保等  
31 のため、現在設置している指定に関する検討会を種の保存法で意見を聴くことが規定さ  
32 れている中央環境審議会の野生生物小委員会の分科会等とすることも検討する必要があ  
33 る。また、引き続き、各種の科学的知見の集積を積極的に進めるとともに、国内希少野  
34 生動植物種の指定や保護増殖事業計画の策定等に限らず、必要に応じて専門家等による  
35 検討会を開催する等により科学的知見の充実に努める必要がある。

#### 36 37 (6) その他

1 **①違法な捕獲等及び譲渡し等に対する措置命令**

2 種の保存法では、捕獲等許可者及び譲渡し等許可者に対する措置命令が規定されて  
3 おり、必要に応じて、飼養栽培施設の改善等の必要な措置を執るべきことを命ずること  
4 ができる。しかしながら、違法な捕獲等及び譲渡し等については、罰則が設けられ  
5 ているものの、措置命令は規定されていない。そのため、違法な捕獲等及び譲渡し等  
6 がされた個体の取扱いについて、引き続き違反者が飼養栽培する等の事例も確認され  
7 ている。

8 希少野生動植物種の個体は、それ自体が希少なものであるため、違法な捕獲等及び  
9 譲渡し等がされた個体についても、当該個体を野生に復帰させる又は生息域外保全に  
10 活用することが想定される。そのため、違法な捕獲等及び譲渡し等に対する措置命令  
11 を設けることも検討する必要がある。

12  
13 **②外来種として生態系等に被害を与える国際希少野生動植物種の取扱い**

14 一部の国際希少野生動植物種は、外来種として定着し、生態系等に被害を与えてい  
15 ることが確認されている。これらの国際希少野生動植物種の譲渡し等を規制すること  
16 は、外来種対策の推進に支障を及ぼす。そのため、原産地における当該希少種の生息  
17 等を与える影響に留意しつつ、これらの国際希少野生動植物種の譲渡し等の規制を緩  
18 和することも検討する必要がある。

19  
20 **③交雑個体等の取扱い**

21 ワシントン条約では、種の単位を超えた交雑個体等も規制対象に含まれているが、  
22 種の保存法では規制対象としていない。交雑個体であれば譲渡し等が可能であるため、  
23 違法に輸入した個体等を意図的に交雑させて流通させる等の原産地における希少種の  
24 生息等に大きな影響を与える事例が確認された場合には、交雑個体の規制の必要性に  
25 ついて改めて議論を行うべきである。